

第1章 基礎調査

各種上位・関連計画を以下に整理する。

1. 国・沖縄県の計画

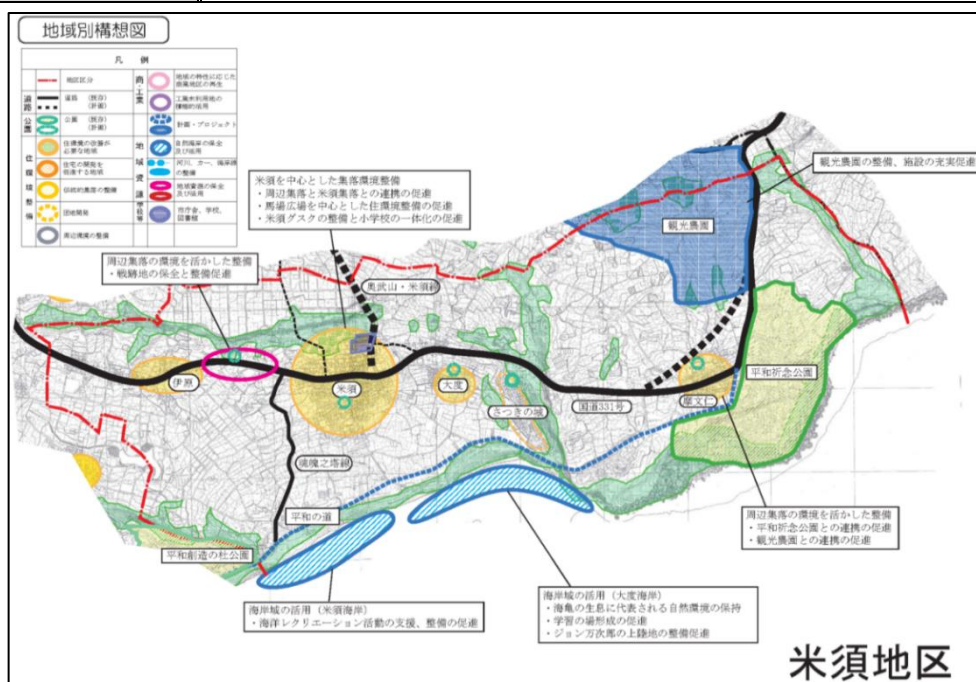
	観光振興および糸満市の振興に関する記述内容
観光立国推進基本計画 平成 24 年 3 月閣議決定 計画期間：H24～H28 年度	観光をめぐる現在の課題を克服し、日本の成長を牽引するべくこれから 5 年間にさらなる飛躍をするため、「観光の裾野の拡大」と「観光の質の向上」を掲げている。 1. 基本的な方針 震災からの復興／国民経済の発展／国際相互理解の増進／国民生活の安定向上 2. 施策 観光庁が主導的な役割を果たすべき主な施策 ① 国内外から選好される魅力ある観光地域づくり（観光地域のブランド化・複数地域間の広域連携等） ② オールジャパンによる訪日プロモーションの実施 ③ 国際会議等の MICE 分野の国際競争力強化 ④ 休暇改革の推進 3. 施策 政府全体により講ずべき施策 ① 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成 ② 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成 ③ 国際観光の振興（外国観光客来訪の促進等） ④ 観光旅行の促進のための環境の整備
沖縄 21 世紀ビジョン基本計画 平成 24 年 5 月策定 計画期間：H24～H33 年度	第3章 基本施策／3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して／（2）世界水準の観光リゾート地の形成 ア 国際的な沖縄観光ブランドの確立 環境保全活動と経済活動が共存するルールづくり等を推進するとともに、沖縄の豊かな自然環境や独特の伝統文化、景観等を保全しつつ、それらを最大限に生かした環境共生型のエコツーリズムを促進し、持続可能なエコリゾートアイランドを確立する ウ 観光客の受入体制の整備 県内各地域の特性を踏まえた沖縄らしい風景・まちなみの保存・再生・創造、花と緑あふれる道路空間の形成、多様なレクリエーション需要に対応した公園等の整備を図るとともに、公共施設のバリアフリー化の推進、案内板表示の多言語化や ICT（情報通信技術）の活用など、ユニバーサルデザインの理念に基づく人に優しい観光地づくりを促進する。 第5章 圏域別展開／3 圏域別展開の基本方向／（3）南部圏域／イ 圏域の特色を生かした産業の振興／（ア）観光リゾート産業の振興 糸満市から浦添市に至る西海岸地域においては、リゾート及び都市型ホテルや飲食・ショッピング、コンベンション、マリナー・人工ビーチ、レクリエーション等施設の集積を生かしつつ、アジアをはじめとする諸外国や県内外との交流拠点の形成を目指し、施設の充実及び受入体制の強化を促進する。また、良好な景観の形成、環境保全活動と経済活動が共存するルールづくり等、魅力ある風景づくり等を推進し、豊かで美しい観光・都市空間の創出を図る。

	観光振興および糸満市の振興に関する記述内容
沖縄県観光振興基本計画 平成 24 年 5 月決定 計画期間：H24～H33 年度	計画の目標：観光の振興によって真に美しい豊かな郷土の創出を目指す施策を推進するとともに、「世界水準の観光リゾート地」の実現に向けて、沖縄観光が国内外に広く認知される基盤構築を目的とする。 III 基本方向／4 施策の基本方向 ① 多様で魅力ある観光体験の提供 新たな市場の開拓 ② 基盤となる旅行環境の整備 インフラ・人材・景観形成 ③ 観光産業の安定性確保 観光収入拡大・雇用維持 ④ 効果的なマーケティング 認知拡大・戦略的な市場開拓 ⑤ 推進体制の構築 県民参画の推進 IV 施策の展開／1 多様で魅力ある観光体験の提供 ① 沖縄版自然観光の推進 ビーチ・海浜の魅力向上／陸域資源の観光価値化／エコツーリズムの支援／沖縄の自然イメージの活用／環境保全への観光の貢献 ② 沖縄版文化観光の推進 世界遺産の整備・活用／文化芸能観光価値化／生活文化の感応資源としての活用／沖縄文化のイメージの活用／文化芸能の保全と発展への貢献 ③ 多様なツーリズムの展開 ④ 品質保証 観光資源の品質維持・向上 ⑤ 地域の特色づけ まちなかの魅力強化／離島特性の活用／特色ある地域形成／テーマに基づいたルート・エリア設定 2 基盤となる旅行環境の整備 ① 交通網の整備 ② 情報インフラの整備拡充 観光案内所の機能強化／案内・サインの整備拡充／IT 環境の整備 ③ 観光産業にかかわる人材育成 ④ 観光地としての景観形成 移動時における景観形成／観光地の景観形成／県全体の環境保全に資する景観形成 ⑤ ユニバーサルデザインの推進 ⑥ 緊急時の対応強化 V 圏域別の基本方向／(3)南部圏域／【展開の基本方向】 糸満市から浦添市に至る西海岸地域においては、リゾート及び都市型ホテルや飲食・ショッピング、コンベンション、マリーナ・人工ビーチ、レクリエーション等施設の集積を生かしつつ、アジアをはじめとする諸外国や県内外との交流拠点の形成を目指し、施設の充実及び受入体制の強化を促進する。

2. 糸満市の計画

	観光産業および本地域の振興に関する記述内容
第4次糸満市総合計画 平成23年3月策定 計画期間：H23～H32年度	将来像：つながりの豊かなまち 第1編 基本構想／第2章 基本構想／第5節 施策の大綱／4. 生命(いのち)のつながるまち(環境) (1) 森・川・海が連鎖する自然環境の保全・活用 ① 自然と人との良い関係のあり方を目指して環境の保全に取り組む。 ② 自然公園法の指定を受けている沖縄戦跡国定公園は、その自然の保全とともに、人々の癒しと環境学習の場としての活用を促す。 (2) 水際線とイノー(礁池)の保全 ① 自然の水際線の保全を推進し、人為的対処が必要な場所においては、近自然工法により自然環境の保全と再生に努める。 ② イノー(礁池)は糸満漁業発展の原点であり、かつての元気な海を取り戻すために、環境を改善し、藻場やサンゴ礁の再生を関係者の協働で実施する。 6. 働きのつながるまち(産業)／(5) 観光の振興 ① 名所・旧跡、天然記念物、史跡の保全と活用に含めて、身近な生活空間にある地域の個性を表現する「もの」を磨き出し、活用していく。 ② 数々の伝統行事については、その祭祀性を尊重しつつ、関心ある人を始めとして多くの人に発信していく。また、各種イベント内容の充実と誘客に努める ③ 既存施設を活用した体験交流事業の整備・充実を図るとともに、市民ガイド等の育成や連携による滞在型観光の推進に努める。 ④ 多言語表示等によるまちづくりの推進 第2編 基本計画／第4章 生命(いのち)のつながるまち(環境)／第1節 森・川・海が連鎖する自然環境の保全・活用／② 森の保全と再生 ・ 沖縄戦跡国定公園等の森林を保全するとともに、人の癒しと環境学習の場としての活用を促す。 ・ 海岸線の防潮防風林を順次郷土種に更新し多様性を高める。 ④ 海の保全と再生 ・ 干潟、サンゴ礁の生態系についての理解を広め環境学習を推進する。 ・ サンゴ礁再生の取り組みに努める。 第2節 水際線とイノー(礁池)の保全／① 水際線の保全と再生 ・ 自然環境の保全と防災的対処の調和を関係機関と連携し検討する。 ・ 市民の憩いの場所として親水機能導入を関係機関と連携し検討する。 ・ 水際線の生態的多様性の確保に向け、近自然工法によるエコトーンの回復に努める。

	観光産業および本地域の振興に関する記述内容
	②イノー(礁池)の保全と再生 - 藻場やサンゴ礁の再生に向け、関係機関と連携した取り組みを検討する。 第6章 働きつなぐまち(産業)／第5節 観光の振興／①観光資源の保全と活用 - 歴史遺産、自然景観を持続可能な観光資源として保全活用努める。 - 身近な生活空間にあるカー(湧泉)、ウタキ(御嶽)、拝所等の地域の個性を表現する「もの」を磨きだし、活用する。
糸満市都市マスタープラン 平成16年3月決定 目標年次:H35年	第III章 全体構想／7. 自然環境保全及び景観形成／(2)整備の方針／2)集落地区 ①自然環境保全の方針 - 摩文仁沿岸から喜屋武沿岸に至る海岸域一帯は、隆起サンゴ礁や海蝕崖地形とそこに発達する自然植生がみられる。これらの自然環境の保全を促進する。 ②景観形成の方針 - 農村地区の景観形成に大きく影響を与える土地利用の規制・誘導を行うためには、何らかの土地利用区分を設定し、土地利用を調整する枠組みをつくること前提となる。 第IV章 地域別構想／(8)米須地区(米須小学校区) 自然と調和し、平和を発信する里づくり～海ガメのいる海岸の保全と伝統行事を支援する住環境整備～ 【整備の方針】 ① 米須を中心とした集落環境の整備：米須を中心集落として位置づけ、周辺環境と連携を図った整備を促進する。 ② 集落の周辺環境を活かした整備：国道沿いに集落があり、周辺の地域資源や環境を活かした整備が求められる。 ③ 海岸域での水質の保全：米須、大度の海岸の環境保全に努める。 ④ 海岸域の活用：海岸域でのレクリエーション活動支援の整備を目指す。 ⑤ 国道の生活幹線としての整備：生活のための幹線としての国道整備も求められる。 ⑥ 通学路の整備：生活道としての歩道の整備を促進する。 ⑦ 大型プロジェクトへの対応：観光農園の整備、施設の充実を促進する。



第1章 基礎調査

観光産業および本地域の振興に関する記述内容	
糸満市風景づくり計画 平成 26 年 3 月策定	目的：地域の活性化や生活環境の向上に結びつく総合的な風景づくりを図る 第4章 良好な風景づくりに関する方針／4-2. 基本方針 方針1：風景に気づく 糸満市の風景の再認識 方針2：風景を守る 糸満市の風景の保全 方針3：風景をつくる 糸満らしいの風景との調和 方針4：風景をそだてる 糸満市の風景づくり活動の育成 方針5：風景をいかす 風景づくりによる地域振興・活性化への展開 4-5. エリアの景観形成方針／南部エリア ・伝統的な集落形態と生活様式を保全していくための風景づくり ・集落と農地のつながりを活かした一体的に保全していくための風景づくり ・高台に位置する視点場からの豊かな眺望を保全していくための風景づくり ・特徴的な海岸線と、豊かな自然環境を保全していくための風景づくり ・屋外広告物の色彩や意匠誘導による戦跡地にふさわしい風景づくり 第5章 良好な風景づくりのための行為の制限に関する事項／5-3. 景観形成基準／(1)エリアごとの景観形成基準／東部エリア・南部エリア
①建築物・工作物	配置・高さ ① 海への眺望や農地の広がり配慮した建築物や建築設備の高さ・配置に努める。 ② 緑の骨格軸である斜面緑地の近傍では、その稜線を阻害しない高さ・配置に努める。 ③ 太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないように配置などを工夫する。
	意匠・素材 ① 背景となる豊かな自然環境や歴史文化に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の風景に調和するよう努める。 ② 大規模な壁面を避け、周辺の風景に与える影響を軽減するよう配慮する。
	色彩 ① 外壁の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、すべての色相で明度8以上、彩度2以下とする。 ② アクセントカラーについては、壁面の水平投影面積の10%未満においてその限りではない。ただし一般住宅においては壁面の水平投影面積の5%未満とする。 ③ 屋根の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、R、YRで明度4以上7以下、彩度4以上8以下とする。なお、勾配屋根についてのみ適用するものとする。
	敷地・外構 ① 道路境界部では、緑化や石積みなど、歴史文化や自然との調和に努める。 ② ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、塗装などによる修景に努める。 ③ 隣地境界部に塀や柵を設置する場合は、圧迫感を与えない高さとなるように努める。
	緑化 ① 敷地内はできるだけを緑化に努め、緑や花の潤いが感じられるよう心がける。 ② 樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行い、既存樹として樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすようにする。 ③ 敷地面積に対して、緑地率で10%以上、もしくは緑被率で20%以上を確保するものとする。ただし、屋上緑化および壁面緑化はその対象としない。
	設備 ① エアコンの室外機や給湯器などの設備機器類、またごみ集積場や倉庫などの付帯施設は、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置する。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないように工夫をする。
②開発行為	① 擁壁は、周辺の風景と調和した形態意匠および素材となるよう工夫をする。 ② 開発行為により生じた法面などは、周辺の風景と調和した緑化などで修景を行う。
③土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	① 開発後の土地の形状が、周囲の風景と不調和にならないようにする。 ② 造成は必要最小限とし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
④屋外における物件の堆積	① 堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。
⑤特定照明	① 地域の夜間の風景を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

	観光産業および本地域の振興に関する記述内容
糸満市観光振興基本計画 平成 28 年 3 月策定 計画期間: H28～H37 年度	第2章 糸満市観光の将来像と目指す方向／1 糸満市観光の将来像 風土と人々の営みにふれあえる結人（ゆいんちゅ）のまち糸満 2 基本方針 ① 地域資源の連携による魅力づくり 魅力的な過ごし方の創造・食の魅力づくり・滞在型観光の展開 ② 地域産業の連携による産業振興 地産地消・新たな観光メニューの創出 ③ 糸満市観光の新たな魅力づくり 平和学習＋既存施設活用による新たな観光スタイルの構築、おもてなし環境の改善 ④ 地域住民による資源価値の再認識 生活者視点での観光プログラムの深化 4 ゾーニング ・本エリアは、「レジャー・マリソーン」の他「歴史・自然体験観光ゾーン」「平和祈念ゾーン」「農地観光ゾーン」の位置付け 第4章 将来像の実現に向けた方策／1 観光まちづくりの地区別推進計画 本計画地は、観光まちづくりモデル地区の1つ（米須地区、大里地区） 【地区の特徴】 ・貝塚がある南に海を望む畑作地区 ・農村集落の町の骨格と生活文化が残る 【観光まちづくり取組の現状】 ・平成 21 年より地域再生事業として住民主体の地域づくりを開始 ・平成 22 年から「米須村丸ごと生活博物館」事業を開始 ・まち歩きと地域食材での食事提供プログラムを実施 【地区の課題】 ・初期の立ち上げメンバーの後継者が不足。活動は停滞気味 【基本方針】 ・「米須村丸ごと生活博物館」活動で、住民に大きな負担がかからない運営方法と体制で実施可能なプログラムの再検証

第1章 基礎調査

	観光産業および本地域の振興に関する記述内容
歴史の再発見による地域づくり事業～琉球回廊(宿道)構想～報告書 平成 28 年 3 月策定	第2章 地域づくり構想／2. 琉球回廊(宿道)構想の可能性／(1)琉球回廊(宿道)構想の基本的な考え方 ① 歴史資源の連携：複数の歴史資源の連携で、観光メニューへ ② 複数のテーマ設定：複数の歴史資源を使い分け、好みに合う多様な設定 ③ リピーターの獲得：多様なテーマの用意で、周遊観光機会が増える ④ ジョン万次郎コース：重要人物にスポットをあて、琉球回廊の付加価値を高める。このコースを新たなコンテンツに育成する 第3章 整備構想／1. 整備構想の位置付け ① ジョン万次郎がたどったコースは、琉球の歴史・文化を体感できる周遊観光コースとして魅力が高く、これを提唱し活用を図る 2. 琉球回廊(宿道)構想の概要／(1)琉球回廊(宿道) ジョン万次郎コースの全体像(次ページ図1参照) ① ジョン万次郎コースは、当時の沖縄の生活・文化を知るため、当時の宿道に沿ってコースを設定する ② コース設定は厳密ではなく、ジョン万次郎がたどった道を基本としつつも、周遊観光を楽しむ観光客の好みに合わせて、周辺の史跡や観光地にも派生しうる自由度の高いコース設定とする ③ 「(仮称)糸満市文化・平和・観光振興センター」を拠点施設と位置付け、最初のガイダンスや詳細な情報提供などでの活用を検討する 3. ジョン万次郎上陸地整備構想／(2)整備の基本方針 ① 地域の歴史資源の活用：国際的な視野に立った人材育成等の可能性 ② 学習教材として活用できる拠点整備：偉人の人生や考え方、苦難に立ち向かう過程を分かりやすく伝えとともに、本島南部の修学旅行に新しい魅力を提供する可能性を検討する ③ 新しい観光資源の創出：上陸地の拠点化 ④ 貴重な環境・景観への配慮：貴重な自然への影響を最小限に抑えた利用 ⑤ 地域活動との連携：「米須村丸ごと生活博物館」との連携を図る (3)導入機能 ① 歴史学習機能：ジョン万次郎上陸記念碑 など ② 自然体験機能：休憩舎、自然解説サイン など ③ 休憩機能：休憩舎(海への眺望の確保、日陰の提供) ④ 観光振興機能：歴史解説サイン、展望施設 など ⑤ 便益機能：トイレ、水飲み、手洗い、駐車場 など ⑥ 管理機能：管理道路、サービスヤード、駐車場、防潮植栽 など (4)ゾーニング(次ページ図2参照) ① 主要施設ゾーン：駐車場を中心に各施設の配置が必要。ジョン万次郎上陸記念碑・解説サインは、本ゾーン又は上陸地ゾーンどちらかで検討する ② 海洋体験支援ゾーン：活動の快適性を高める休憩舎などが望まれる ③ 保安林育成ゾーン：飛砂・塩害・潮害・風害の防止目的。動線の修景に配慮が望まれる ④ 上陸地ゾーン：ジョン万次郎上陸に思いを馳せる施設の整備が望まれる ⑤ 歴史の道：歴史景観に配慮した施設整備が望まれる

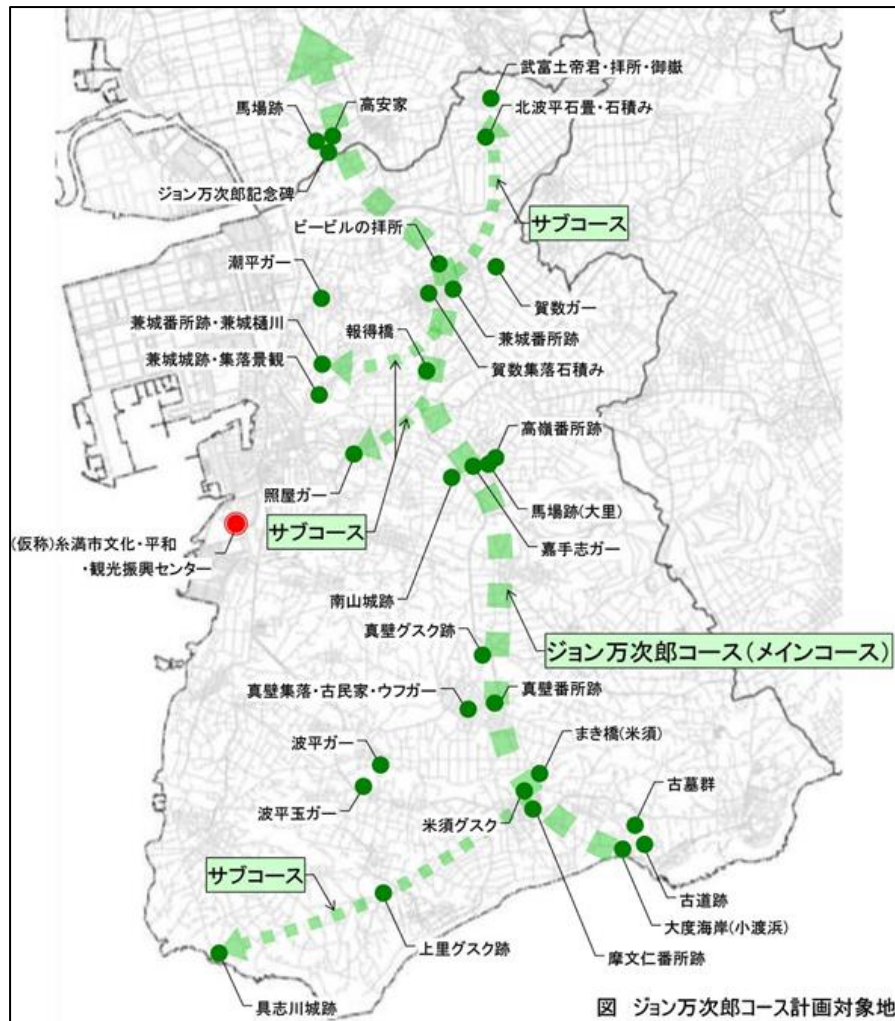


図1 ジョン万次郎コース計画対象地



図2 ジョン万次郎上陸地ゾーニング

3. 大度園地・周辺海岸総合整備基本構想の概要

平成 28 年 11 月策定

1) 構想の目的

- ① 米須・山城海岸から大度海岸までの一帯は、特有の歴史資源や観光資源、自然環境を有し、近年これらの資源を求め訪れる人が増加するなど、沖縄県と糸満市にとっては貴重な場所となっている。
- ② 基本構想は、地域資源や歴史資源のさらなる有効活用を図り、自然環境の保全を図ることにより、より多くの人々が訪れ、地域振興や観光振興、国際的人材の育成に寄与するため、必要な施策や施設について、その方向性を明らかにすることを目的に策定した。

2) 構想の位置付け

- ① 米須・山城海岸から大度海岸までの一帯において必要な施策や施設について、その方向性の基礎として位置付けられる。
- ② 基本構想は、「大度園地・周辺海岸総合整備基本計画」の基礎資料として活用する。

3) 構想のコンセプト

基本構想のコンセプトは、「自然、歴史、平和、体験、体感、学習」とする。

4) 構想エリアの歴史と現状、課題

	大度海岸付近	米須・山城海岸付近
歴史と現状	① 貝塚時代の人々の生活痕跡あり。海には熱帯魚やシャコ貝、ナマコなどの海洋生物、海岸にはグンバイヒルガオなど約 200 種類の植物が生息していた可能性 ② 1851 年にジョン万次郎上陸、1904 年に斎藤用之助が手掛けた「用之助港（土木学会選奨土木遺産）」あり ③ 砂浜はすべり落ちることができるほど高い ④ シーズンには沖合にザトウクジラが回遊 ⑤ ウミガメの産卵場所 ⑥ 海岸東側のサシキバンタにウマノトウン、連続した砂丘にオオマノトウン（拝所）あり。現在もビジュル信仰が残っており、拝所に各地から人が訪れ、祈りを捧げている ⑦ 年 1 回、「ジョン万いかだ祭り」を開催 ⑧ サーフィンなどで、1 年を通して多くの人々が訪れる ⑨ イノー（礁池）の海洋生物観察のため、1 年を通して多くの人々が訪れる	① 約 2000 年前の米須貝塚から、貝器・土器・石器などが発掘。当時海には多くの海洋生物がいた可能性 ② ウミガメ、コアシサシの産卵場所 ③ シルイカやトビウオが回遊 ④ スーガー（湧水）に、エビ・小魚・うなぎが生息していた ⑤ 鹿の化石あり ⑥ サーフポイントとして 1 年を通して多くの人々が訪れる ⑦ 「浜下り」の風習が盛ん ⑧ 米須霊域として多くの慰霊碑・塔がある ⑨ 魂魄之塔の向かいに沖縄菩提樹苑がある。戦没者の慰霊のため、ブッダ（釈迦）が悟りを開いたと云われる「ブッダゆかりの聖なる菩提樹」の分け樹が、インド国外で初贈呈され、2004 年に植樹。2009 年にダライ・ラマ 14 世が来訪し、記念植樹が行われた ⑩ 戦前より大綱引き・ウシデーク・エイサー・角力・獅子舞などの伝統芸能が盛ん。2011 年には、「村まるごと生活博物館」を宣言し、地域活動が活発
エリアの課題	① 戦後、保安林（モクマオウ）が植樹されたが、現在は立ち枯れ、倒木の危険あり ② 大度海岸は、コンクリートの防波堤により、生息する動物の移動などに影響あり ③ 台風の襲来で海浜の砂が減少。大雨時には、赤土が海に流出 ④ ジョン万次郎の足跡をたどるとき、大度海岸は上陸之地として最初に訪れたと想定されるが、現在は標柱しかなく、人物像や歴史を知ることは困難 ⑤ 大度園地駐車場は、狭く駐車台数が不足。トイレの老朽化、シャワー施設なし ⑥ 大度園地へのアクセス道は、幅員が狭く大型自動車が通行不可。週末などは来訪者が増え、道路脇に駐停車し、車両の相互通行が困難 ⑦ 米須・山城海岸は、駐車場・トイレ・シャワー施設なし。路上駐車、大型自動車をはじめ交通量が多く、常に危険な状態 ⑧ 米須・山城海岸へアクセスする県道は、雑草が生い茂っていることが多く、歩くのに支障あり ⑨ ウミガメの産卵場所として認知度が低く、産卵時期（5 月～9 月）の時間帯に、産卵に好ましくないとされる BBQ や花火などが行われている ⑩ ごみの不法投棄、漂着ごみが多い	

5) 構想エリアのゾーニング設定



	範囲
ジョン万次郎上陸之地ゾーン	ジョン万次郎が上陸した場所として想定されているエリア
自然、歴史、平和学習集約ゾーン	大度園地を中心としたエリア
米須砂丘環境保全ゾーン	米須砂丘を中心としたエリア
マリンアクティビティゾーン	米須・山城海岸から大度海岸までの一帯のエリア
平和創造の森ゾーン	平和創造の森公園一帯のエリア

6) ゾーニングごとの整備概要

	整備概要
ジョン万次郎上陸之地ゾーン	【ジョン万次郎上陸之地に記念碑の建立】 建立場所：ジョン万次郎が上陸した大度海岸（小渡浜） 記念碑建立の基本的な考え方 ① 資源としての活用 ・上陸地点に人物像や歴史を伝える象徴的な記念碑を建立 ・新たな歴史資源や観光資源、教育資源として活用し、地域振興や観光振興、国際的な人材の育成につなげる ② 記念碑のイメージ ・人物像や歴史を伝えるデザインや若き日に上陸した躍動感や希望を感じるデザイン
自然、歴史、平和学習集約ゾーン	【大度園地の拡充整備】 ① 駐車場は現行のスペースから拡大（駐車台数増） ② トイレ・シャワー施設は現行のトイレスペースから拡大（シャワー機能を付加） 【自然、歴史、平和の学習資料館の整備】 コンセプト：「自然、歴史、平和」 ① 自然学習機能 ・イノー（礁池）やウミガメ、熱帯魚などの海に関すること、砂浜に生息するオカヤドカリなどの生態に関する事など、自然について学習する機能を備える ② 歴史学習機能 ・ジョン万次郎の人物像や歴史、斎藤用之助の「用之助港」の概要、大度貝塚、米須貝塚、シカ化石について学習する機能を備える ③ 平和学習機能 ・沖縄戦について学習する機能を備える 【大度園地へのアクセス道路の整備】 ・幅員の拡幅整備「県道平和の道線（仮称）」の事業推進など
米須砂丘環境保全ゾーン	【ウミガメの浜の整備】 ・自然環境の保全を前提に、毎年ウミガメが産卵に訪れ、生息する動物や植物にも負荷のない環境となるよう、親水護岸の導入などを実施 【平和の海づくり】 ・海洋生物が多く生息するイノー（礁池）の再生を図る。例：ヒメジャコが生育期間、良好な水中景観として新たな価値の創出 【保安林機能の強化・拡充】 ・外来植物であるモクマオウから沖縄在来植物に切り替え、オカヤドカリなどの動物が生息しやすい保安林機能の整備
マリンアクティビティゾーン	【駐車場、トイレ・シャワー施設の整備】 ・米須・山城海岸において整備
平和創造の森ゾーン	【平和創造の森公園の利用促進など】 ・「平和で緑豊かな環境を創り、次の世代へ引き継ぐこと」を目的に開園した県管理公園の利用促進を図るほか、平成31年の「第43回全国育樹祭」の開催と合わせ駐車場、トイレ・シャワー施設などの拡充整備を図る
その他の検討事項	【赤土流出対策】 ・大雨時などの対策検討 【海浜条例の制定】 ・生息環境を保護する海浜条例の制定検討

4. 法規制

沖縄戦跡国定公園の区域は、糸満市摩文仁を中心に八重瀬町の一部およびこれらの地先海域を含めた 5,059ha（陸域 3,127ha、海域 1,932ha）となっている。

沖縄戦跡国定公園は、第二次大戦における本島南部の戦跡を保護することにより、延長 11kmに及ぶ海蝕崖景観の保護を目的に設置され、戦跡としての性格を有する国定公園としてはわが国唯一のものとなっている。

また、本計画地には森林地域（森林法）ならびに市街化調整区域（都市計画法）などの法規制がある。

	根拠法	概要および規制内容
自然公園地域 第1種特別地域	自然公園法	第1種特別地域は、「特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域」であって、「現在の景観を極力保護することが必要な地域」
自然公園地域 第2種特別地域	自然公園法	沖縄県の計画で大度海岸は、園地および水泳場の位置づけとなり、第2種特別地域は、「農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域」で、「通常の農林漁業活動に伴う施設や住宅など、住民の日常生活に必要な施設は原則として許可」
森林地域 保安林	森林法	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。 <u>大度海岸一帯は「潮害防備保安林」の第1級地に区分</u> 保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。 保安林の解除は、公共事業の用に供するなど止むを得ない事由があり、必要な要件を具備するか否かを審査するが <u>第1級地は原則不可</u>
市街化調整区域	都市計画法	この区域では、開発行為は原則として行わず、都市施設の整備も原則として行われない（ <u>新たに建築物を建てたり、増築することを極力抑える地域</u> ）。ただし、一定規模までの農林水産業施設や、 <u>公的な施設、および公的機関による土地区画整理事業などによる整備等は可能</u> である。

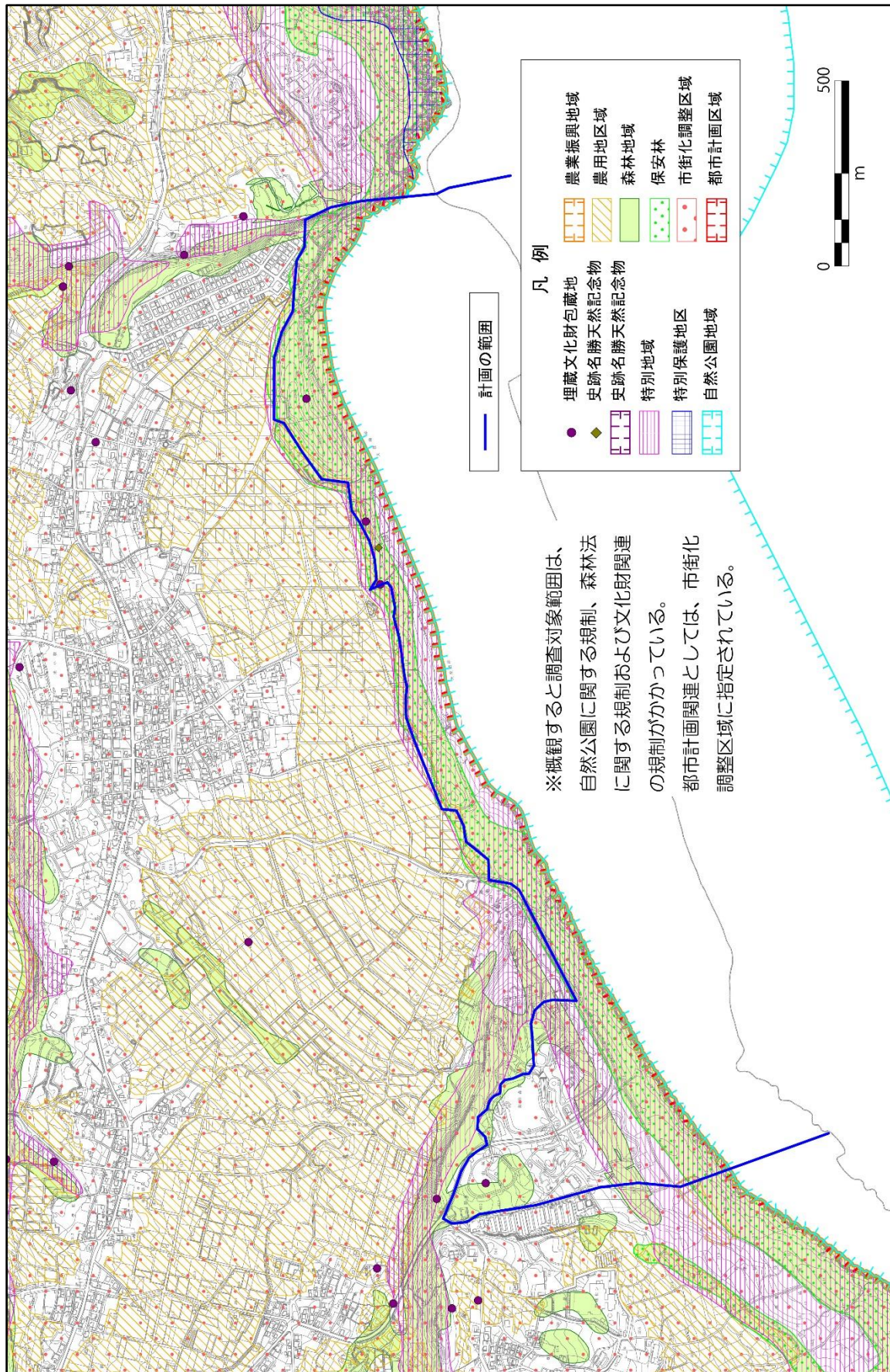


図 土地利用規制現況

5. ゾーン別整備内容および規制関係の整理

		ジョン万次郎上陸之地ゾーン	自然、歴史、平和学習集約ゾーン	米須砂丘環境保全ゾーン	マリンアクティビティゾーン	平和創造の森ゾーン
問題点・課題		- 大度海岸は、ジョン万次郎の帰国の際に最初に上陸した地でありながら、そのことを示す物がなく、存在を知る人が少ない。 - ジョン万次郎上陸之地、用之助港などの貴重な歴史資源が観光などに活用されていない。	- 大度園地は駐車場が不足し、利用に支障が生じている。 - トイレは老朽化し、利用者に十分な利便性が提供できていない。 - 海岸線は、イノー（礁池）や砂浜、海岸林など多様な環境が広がっているが、その魅力と比較すると利用者は少ないと考えられる。 - 歴史学習については、「ジョン万次郎上陸之地ゾーン」と同様である。 - 国道から大度園地に至るアクセス道路は認識しにくい。また、幅員が狭く近隣住民に負担が生じている。	- 米須砂丘は、沖縄本島では希少なウミガメの産卵地であるが、砂浜面積の減少や移動を阻害する直立護岸、産卵期の人の立ち入りなどにより個体数が減少傾向にある。 - 大度海岸のイノー（礁池）は沖縄島で有数の規模と多様性のある海域であるが、戦前と比較すると人為的影響により多様性が消失し、海洋生物が減少している。 - 米須砂丘の保安林は、戦後モクマオウ林として植栽され、現在は潜在自然植生も成長してきたが、いまだにモクマオウが残り生物多様性の確保を妨げている。	- 米須・山城海岸から大度海岸に至る海域は、沖縄県内で有数のサーフィンやダイビング、シュノーケルのポイントであり、多くの人が訪れている。 - しかし、駐車場が不足しているため、路上駐車場が多く近隣住民の生活に負担が生じている。	米須・山城海岸の利活用を拡大するためには、駐車場やトイレ・シャワーなどの拡充が必要であるが、整備に必要な面積を有していない。
整備内容および規模		①記念碑・銅像 ②園路：約 137m×3.6m＝493m ² 想定整備面積：500m² 前後	【大度園地の拡充整備】 ①駐車場：3,432 m ² ②トイレ：13 m ² ③シャワー：23.4 m ² 想定整備面積：3,500m² 前後 【自然、歴史、平和の学習資料館の整備】 ・箱物のとしての資料館整備は、現時点では長期目標とし、基本計画策定段階の方向性としては、上記のトイレ・シャワー施設の屋上部に展望台を設置し、その周辺に展示パネルを配置するものとする。 【大度園地へのアクセス道路の整備】 ・大度園地へのアクセス道（幅員拡幅の整備、農道の拡幅もしくは市道の拡幅）	【ウミガメの浜の整備】 ・自然環境の保全を前提に、毎年ウミガメが産卵に訪れ、生息する動物や植物にも負荷のない環境となるよう、親水護岸の導入を図る。 【平和の海づくり】 ・海洋生物が多く生息するイノー（礁池）の再生を図る。例：ヒメジャコが生育期間、良好な水中景観として新たな価値の創出。 【保安林機能の強化・拡充】 ・外来植物であるモクマオウから沖縄在来植物に切り替え、オカヤドカリなどの動物が生息しやすい保安林機能の整備。	【駐車場、トイレ・シャワー施設の整備】 ・米須・山城海岸において整備。 【米須海岸】 ①駐車場：6,648 m ² ②トイレ：23 m ² ③シャワー：23.4 m ² 【山城海岸】 ①駐車場：1,284 m ² ②トイレ：3 m ² ③シャワー：23.4 m ² 想定整備面積：8,000m² 前後	【平和の創造の森公園の利用促進など】 ・駐車場、トイレ・シャワー施設などの拡充整備を図る。 【既存の施設概要】 ①駐車場：184 台（うち大型バス 4 台） ②トイレ：女性 17 穴（うち障がい者用 1 穴） 男性小便器 11 穴、大 10 穴（同 1 穴） 男女共用障がい者用 3 穴 うち閉鎖中（男性大 3、小 3／女性 3、障がい者用 2 穴） ③シャワー：男女各 3 口
自然公園法	第 1 種特別地域	—	—	○（ほぼ全域）	○（ほぼ全域）	—
	第 2 種特別地域	○（ほぼ全域）	○（ほぼ全域）	○（一部）	○（一部）	○（一部）
	第 3 種特別地域	—	—	—	—	○（ほぼ全域）
森林法	森林地域	○（ほぼ全域）	○（ほぼ全域）	○（海岸線を除き、過半域）	○（米須砂丘保全ゾーンの一部を除き過半域）	○一部（3 割程度）
	保安林	○（ほぼ全域）	○（ほぼ全域）	○（海岸線を除き、過半域）	○（米須砂丘保全ゾーンの一部を除き過半域）	—
文化財	埋蔵文化財包蔵地	—	—	米須貝塚、米須第 2 貝塚、大度貝塚	—	—
	史跡名勝天然記念物			米須貝塚	米須貝塚	山城阪当原遺跡
農地法		—	—	—	—	—
都計法（市街化調整区域）		全域	全域	全域	全域	全域
留意事項などの整理		ほぼ全域が第 2 種特別地域かつ保安林であるが、記念碑の高さ（4m 以下）、園路面積から勘案して開発の可能性は高い。	ほぼ全域が第 2 種特別地域かつ保安林であるが、規模が基準以上（2,000m²）であり、開発するにはクリアする課題が多い。	- 土地の形状変更を伴う開発（親水護岸整備）はハードルが高く、自然保護、かつての自然景観の復元であれば可能性は高い。 - 米須貝塚は県指定の文化財であり、指定範囲外での整備が望まれる。	- ほぼ全域が第 1 種特別地域かつ保安林に指定されており、開発行為の許可を得られる可能性は低い。 - 米須貝塚は県指定の文化財であり、指定範囲外での整備が望まれる。	- 構想で位置付けている機能はすでに有しており、今後の需要を見極めた整備が必要。 - 公園区域の今後の整備予定の確認が必要だが、新たな整備に関し法的な規制はクリアできる可能性が高い。

6. 規制概要

1) 自然公園法

【自然公園について】

- ・自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健・休養・教化に資することを目的に指定されるもので、次の 3 種類に分類される

種類	各公園の概要	沖縄県内の指定地
国立公園 (国管理)	・「わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地」 ・中央環境審議会の意見を聞いて環境大臣が指定	西表石垣国立公園 慶良間諸島国立公園 やんばる国立公園
国定公園 (県管理)	・「国立公園に準ずる自然の風景地」 ・都道府県の申出により、中央環境審議会の意見を聞いて環境大臣が指定	沖縄海岸国定公園 沖縄戦跡国定公園
県立自然公園 (県管理)	・「沖縄県の自然を代表する優れた自然の風景地」 ・沖縄県立自然公園条例に基づき、沖縄県自然環境保全審議会の意見を聞いて知事が指定	久米島県立自然公園 伊良部県立自然公園 渡名喜県立自然公園 多良間県立自然公園

【沖縄戦跡国定公園】

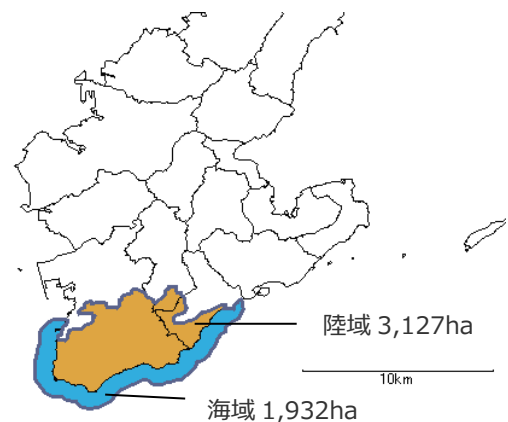
- ・沖縄戦跡国定公園の区域は、糸満市摩文仁を中心に八重瀬町の一部およびこれらの地先海域を含めた 5,059ha（陸域 3,127ha、海域 1,932ha）。公園指定の趣旨は、第二次大戦における日米両国の激戦地として知られている本島南部の戦跡を保護することにより、戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20 万余りの戦没者の霊を慰めるとともに、延長 11km に及び雄大な海蝕崖景観の保護を目的に設けられた公園で、戦跡としての性格を有する国定公園としてはわが国唯一の公園となっている。

【沖縄戦跡国定公園区域および公園計画図】

- ・当該公園区域内での開発行為などは自然公園法に基づいて規制される。

【自然環境調査について】

- ・特別地域内において、申請に係る場所が以下の場合は、自然環境調査が必要。
 1. 面積が 1 ha 以上
 2. 延長が 2 km 以上またはその幅員が 10m 以上となる道路の新設
 3. 風致または景観に著しい影響を及ぼす恐れがある場合



出典：沖縄県 HP

(http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/koen/okinawa_sennseki_kokuteikouen.html)

第1章 基礎調査

【自然公園内における各種行為の規制概要】

- わが国の自然公園は、公園当局が必ずしも公園内の土地を所有せず、優れた自然の風景地を指定して、その公園内の開発行為に対して必要に応じ制限を加える方法を採用している。自然公園の各種行為について、国立公園においては環境大臣、国定公園および県立自然公園においては県知事の許可が必要。

【規制計画】

- 無秩序な開発や利用の増大に対して、公園内で行うことができる行為を規制することで自然景観の保護を図る。規制される行為の種類や規模は公園の地種区分に応じて定められており、自然環境や利用状況を考慮して特別保護地区、第1種～第3種特別地域、海域公園地区、普通地域の6つの地種区分を公園内に設けている。

自然公園の地種区分と行為規制

地種区分	地種区分の考え方	規制概要
特別保護地区	公園の中で特に優れた自然景観等を保持している地区で、特に厳重に景観の保護を図ることが必要	許可制 学術研究のための行為等極めて限定された範囲の行為のみの許可
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を持ち、特別地域のうちで風致を維持する必要性がもっとも高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域	許可制 特別保護地区に準じた扱い
第2種特別地域	農林漁業活動について、努めて調整を図ることが必要な地域	許可制 通常の農林漁業活動に伴う施設や住宅など、住民の日常生活に必要な施設は原則許可
第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域	許可制 林業は皆伐を認めている 工作物の設置については第2種特別地域とほぼ同様
海域公園地区	熱帯魚、サンゴ、海藻などの生物や、海底地形が特にすぐれている地区（海域内に指定）	許可制 特別保護地区に同じ
普通地域	特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）	事前届出制 大規模な工作物

国立・国定公園における許可などが必要な行為の概要

地区・地種区分	許可などが必要な行為
特別地域 (第1種～第3種)	作物の新築等／木竹の伐採／指定区域内における木竹の損傷／鉱物や土石の採取／河川、湖沼の水位・水量の増減／指定湖沼への汚水の排出等／広告物の設置等／指定された物の集積等／水面の埋立等／土地の形状変更／指定植物の採取等／指定区域内における指定植物の植栽等／指定動物の捕獲等／指定区域内における指定動物の放出等／屋根、壁面等の色彩の変更／指定地域への立ち入り／指定地域での車馬等の乗入れ／その他政令等で定める行為

注意：公園事業として行う行為、通常の管理行為、簡易な行為その他行為であって、環境省令などで定めるものについては、許可あるいは届け出は不要とされている。

地区・地種区分	許可などが必要な行為
特別保護地区	特別地域内の行為に加え 木竹の損傷／木竹の植栽／動物を放つこと（家畜の放牧を含む）／物の集積等／火入れ、 たき火／植物の採取等／植物の植栽等／動物の捕獲等／車馬等の乗入れ
海域公園地区	工作物の新築等／鉱物や土石の採取／広告物の設置等／指定動植物の捕獲等／海面の埋 立等／海底の形状変更／物の係留／汚水の排出等／指定区域内及び指定期間内における 動力船の使用
普通地域	事前届出制 大規模な工作物の新築等／特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減／広告物の設置 等／水面の埋立等／鉱物や土石の採取／土地の形状変更／海底の形状変更

2) 森林法

【林地開発許可制度】

- ・森林は、災害の防止、水源のかん養、環境の保全といった公益的な機能を持っており、これらの機能は、一度破壊されると、回復されることは非常に困難である。そこで、これらの森林の機能を維持しながら、適切に利用するように森林法で定められているのが林地開発許可制度である。
- ・許可の対象となる森林は、森林法第5条の規定により、知事が立てた地域森林計画の対象民有林で、「普通林」と呼ばれる（保安林、保安施設地区、海岸保全区域内の森林は除く）。
- ・許可の対象となる開発は、許可制度の対象森林において、土石または樹根の採掘、開墾、そのほか土地の形質を変更する行為であり、その面積が 1ha を超える場合が対象となる。1ha 未満の場合は、開発行為をしようとする土地が所在する市町村長へ伐採届の提出が必要である。

【保安林】

- ・森林の中で、人々の暮らしを守るため特に重要な役割を果たしているものについては、農林水産大臣または県知事が森林法に基づいて保安林に指定し、常にその指定の目的に即した働きができるように必要な措置を講じており、沖縄県にはその目的によって 15 種類の保安林が配備されている。

沖縄県に該当する保安林の種類別の指定目的

種類	指定目的
1 水源かん養保安林	耐火樹又は防火樹からなる防火樹帯により火災に対して障壁を作り、火災の延焼を防止する。
2 土砂流出防備保安林	下流に重要な保全対象がある地域で土砂流出の著しい地域や崩壊、流出のおそれがある区域において、林木及び地表植生その他の地被物の直接間接の作用によって、林地の表面侵食及び崩壊による土砂の流出を防止する。
3 土砂崩壊防備保安林	崩落土砂による被害を受けやすい道路、鉄道その他の公共施設等の上方斜面等において、主として林木の根系の緊縛その他の物理的作用によって林地の崩壊の発生を防止する。
4 飛砂防備保安林	海岸の砂地を森林で被覆することにより飛砂の発生を防止し、飛砂が海岸から内陸に進入するのを遮断防止することにより、内陸部における土地の高度利用、住民の生活環境の保護を図る。
5 防風保安林	林冠をもって障壁を形成して風に抵抗してそのエネルギーを減殺・攪乱することにより風速を緩和して風害を防止する。

第1章 基礎調査

種類		指定目的
6	水害防備保安林	河川の洪水時における氾濫にあたって、主として樹幹による水制作用及びろ過作用並びに樹根による侵食防止作用によって水害の防止・軽減を図る。
7	潮害防備保安林	津波又は高潮に際して、主として林木の樹幹によって波のエネルギーを減殺するほか、空気中の海水塩分を捕捉して塩害を防止する。
8	干害防備保安林	洪水、渇水を緩和し、又は各種用水を確保する森林の水源涵養機能により、局所的な用水源を保護する。
9	防霧保安林	森林によって空気の乱流を発生させて霧の移動を阻止したり、霧粒を捕捉したりすることで霧の害を防止する。
10	落石防止保安林	林木の根系によって岩石を緊結固定して崩壊、転落を防止したり、転落する石塊を山腹で阻止したりすることで、落石による危険を防止する。
11	防火保安林	耐火樹又は防火樹からなる防火樹帯により火炎に対して障壁を作り、火災の延焼を防止する。
12	魚つき保安林	水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息と繁殖を助ける。
13	航行目標保安林	海岸又は湖岸の付近にある森林で地理的目標に好適なものを、主として付近を航行する漁船等の目標とすることで、航行の安全を図る。
14	保健保安林	森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献する。
15	風致保安林	名所や旧跡等の趣のある景色が森林によって価値づけられている場合に、これを保存する。

出典:林野庁 HP (http://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_2_2_3.html)

【保安林制度の仕組み】

- ① 保安林の指定・解除：保安林に指定されると、原則として保安林の解除はできない。ただし、次のような場合には解除が認められる場合がある。
 - ・指定理由が消滅したとき：受益の対象が消滅したとき、自然現象などにより保安林が破壊され、かつ森林に復旧することが著しく困難と認められるとき、保安林の機能に代替する機能を果たす施設が設置されたときなどが該当。
 - ・公益上の理由により必要が生じたとき：土地収用法などにより、土地を収用または使用できることとされている事業を実施するとき。
- ② 保安林の制限：保安林に指定された森林は、森林の機能がいつまでも損なわれないようにいくつかの制限が課せられる。
 - ア 立木の伐採について

立木の伐採をしようとする場合は、あらかじめ県知事の許可が必要。
 - イ 土地の形質の変更

保安林内で下記のような行為を行う場合には、あらかじめ県知事の許可を受けなければならない。その行為によって保安林の働きが損なわれない場合は許可されることになっている。

 - ・立木の損傷
 - ・家畜の放牧
 - ・下草、落葉または枝葉の採取

- ・土石、樹根の採掘・開墾そのほか

③ 植栽の義務：立木を伐採した後、木を植えなければ森林に戻らない場合には、伐採跡地に苗木を植えなければならない。

3)文化財保護法

- ・文化財保護法は、文化財を「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6種類に分けて定義している。
- ・うち、土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）については、周知の埋蔵文化財包蔵地を土木工事などの目的で発掘しようとする場合には、着手する日の60日前までに文化庁長官へ届け出なければならない。
- ・埋蔵文化財に関連して、土地の所有者・占有者は、出土品の出土などにより貝塚・古墳・住居跡などの遺跡を発見した場合には、その現状を変更することなく、遅滞なく文化庁長官に対して届け出なければならない。
- ・地方公共団体は条例を制定し、区域内に存する文化財のうち重要なものを指定して、その保存および活用のため必要な措置を講じている。

4)都市計画法

- ・対象範囲は全域が市街化調整区域で、開発行為は原則として行わず、都市施設の整備も原則として不可（建物の新築・増築を極力抑える地域）。ただし、一定規模までの農林水産業施設や公的な施設、公的機関による土地区画整理事業による整備などは可能である。